

紙おむつ給付事業

市内在宅の寝たきり状態にある、おおむね 65 歳以上の高齢者に対し、紙おむつ等を給付します。

※申請時期に施設に入所中、医療機関等に入院中の方は対象外です。
※その他対象にならない場合もあります。



要件（①～③のいずれかに該当すること）

- | | |
|---|------------------------------|
| ① 介護保険法の要介護 3 以上の認定がある | } 寝たきりおよび認知症の
ランクから判定します。 |
| ② 介護保険法の要介護 1 または 2 の認定がある | |
| ③ ①、②以外の人で、寝たきりかつ常時失禁状態に該当すると見込まれる人
(③の人のみ医師の診断書が必要です) | |

給付額（年 2 回実施）

紙おむつを現物で給付します
10,000 円分 / 回

※申請時期に市に直接申請

はり・きゅう施術費の助成

満 70 歳以上の高齢者に対して、健康の保持・増進のため、はり・きゅう施術費の一部を助成します。



助成費（1 日 1 回・月 15 回が限度）

- はり 700 円 / 回
- きゅう 500 円 / 回
- はり・きゅう併用 1,000 円 / 回



その他サービス

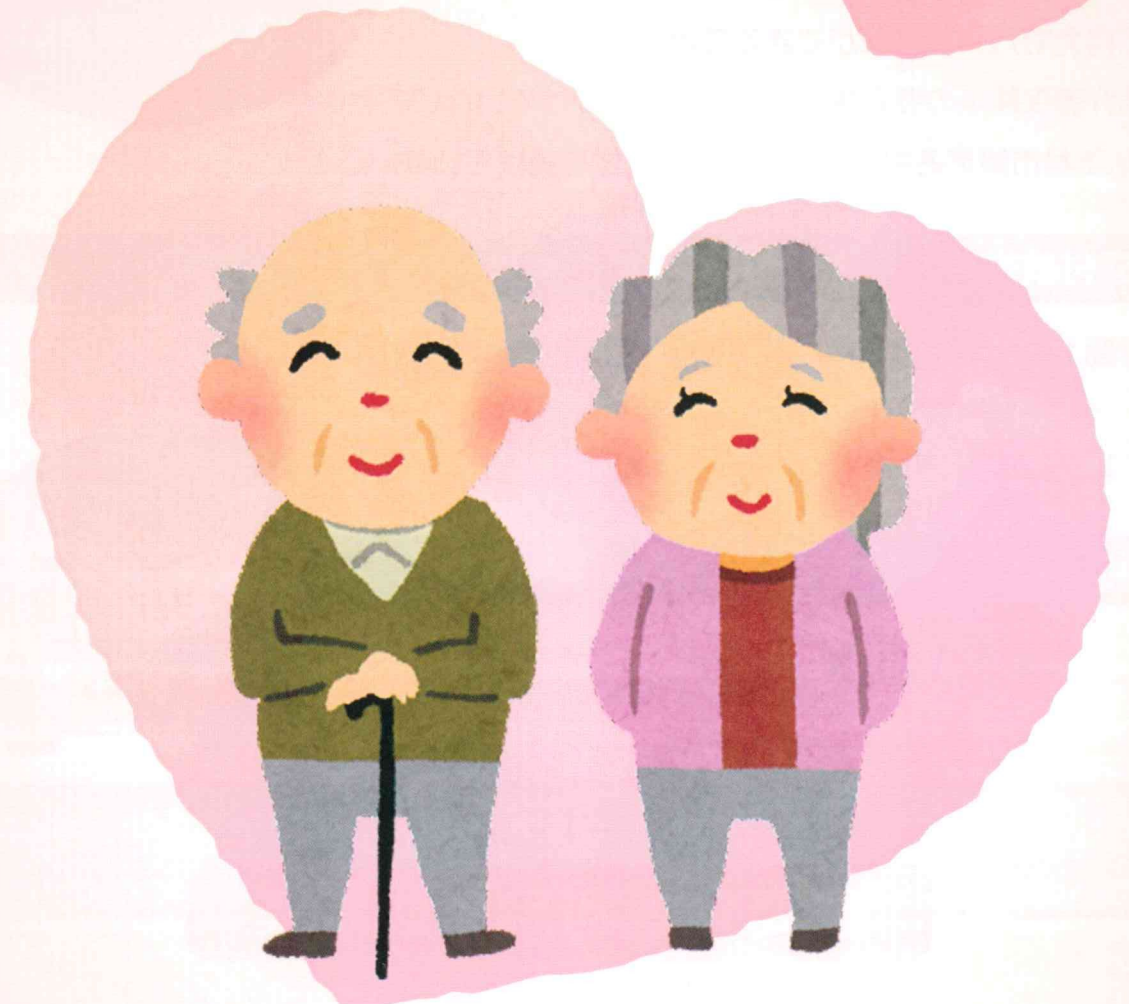
- 高齢者訪問理美容助成事業
- 日常生活用具給付事業
- 生活管理指導短期宿泊事業
- 短期施設入所生活介護
- 居宅介護等住宅改修費助成事業



※サービスの内容や申請方法等、詳しくは市役所長寿支援係にお問い合わせください



下松市高齢者サービス



下松市役所 高齢福祉課 長寿支援係
☎ 0833-45-1837 (1 階⑩番窓口)

高齢者のてびき概要版
令和 6 年 4 月

高齢者バス利用助成制度

70歳以上の高齢者に対し、一乗車あたり100円の割引になる利用券を交付します。

要件 (①～④の要件すべてに該当すること)

- ①下松市に住民登録がある
- ②自力でバスの乗降ができること
- ③介護保険法の要介護1～5の認定を受けていないこと
- ④下松市障害者福祉タクシー券の交付を受けていないこと

交付枚数

年間100枚 (※申請月によって交付枚数が異なります)

4～6月：100枚 7～9月：75枚
10～12月：50枚 1～3月：25枚

利用できるバス会社 (※高速バスは利用不可)

- 防長交通(株)

利用券は、バス一乗車につき1枚ご利用できます。利用券1枚(100円引き)と残りの運賃(現金のみ)をお支払いください。



訪問介護利用助成事業

介護保険該当者のうち、要介護1～5の認定を受けている人で、訪問介護を利用した場合にかかる自己負担額が月6,000円以上の人に対し、訪問介護に利用できる助成券(2,000円分/月)を交付します。

所得要件

市民税非課税世帯

※助成券が利用できる訪問介護事業所についてはお問い合わせください。



緊急通報装置

ひとり暮らし等で、健康上注意を要する高齢者等に対して、緊急事態が発生した場合、速やかに連絡が取れる緊急通報装置を設置します。

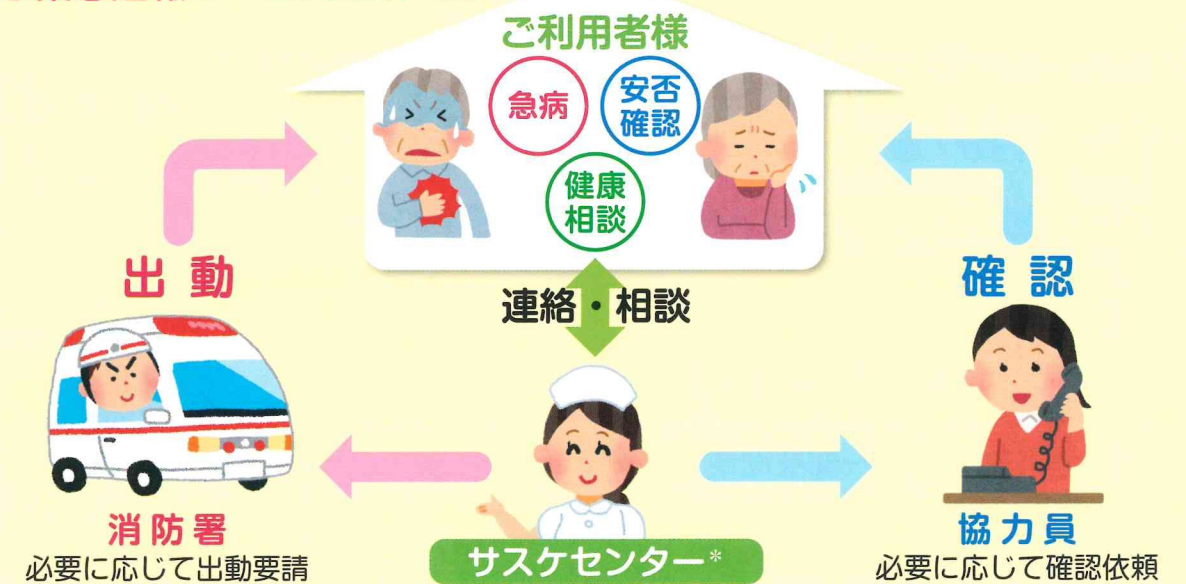
家族と同居しているが、就労等のために家族が日中不在の場合や、夫婦二人暮らしでどちらも健康上注意を要する場合も含まれます。

工事費 …… 無 料

利用料 …… 700円/月

※市民税非課税世帯は利用料が免除されます ※申請書には民生委員の意見が必要です
※一般の電話回線がない方は、携帯タイプがご利用できます

●緊急通報サービスのしくみ



移送サービス費助成事業

家庭において移送することが困難な高齢者や重度身体障害者で、ストレッチャー車及び車いすを利用しなければならない人の入退院、転院の移送にかかる費用の一部を助成します。

助成額

実支出額(ただし、10,000円/年を上限とする)

所得要件

市民税非課税世帯

※事前申請となるため利用後の申請はできません。

